

商 品 名 (愛 称)	定期積金(車検専用積金「ピットイン」)
販 売 対 象	・個人の方(個人事業主の方を含む)
期 間	・6ヶ月以上5年以下 満期月を車検月または自動車購入予定月として自由に設定できます。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・定期的に掛金の払込みができます。 ・5,000 円以上 ・1,000 円単位
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・固定金利 ・契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を 100 円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません。)
手 数 料	—
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・金利割引について(カーローンの申込み時) 本積金を6か月以上掛け込み実績のある方で、当金庫のカーローンをご利用の方に通常の適用金利の他にさらに 0.1%金利を割引させていただきます。 本積金1件につき、カーローンの金利割引の適用は1件とさせていただきます。 同居のご家族の方がカーローンのお申込みでも金利割引は適用させていただきます。 ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに 0.7% 上乗せした利率) ・普通預金からの自動振替による受入れができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率により計算した利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する満期繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 なお、カーローンのお申込みに際しましては、当金庫所定の審査をさせていただきます。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

商 品 名 (愛 称)	定期積金(車検専用積金「ピットイン」)
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:0855-22-1851)にお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話 03-3517-5825)にお申し出ください。

日本海信用金庫